伊万里有田共立病院設備維持管理業務委託仕様書

１　件　　名　　伊万里有田共立病院設備維持管理業務委託

２　委託期間　　令和９年４月１日から令和12年３月31日まで
　業務受託者として選定された日から令和９年３月３１日までは業務準備期間とし、業務実施のための調査、業務引継ぎ等、業務遂行にあたって必要な準備を行うものとする。この期間に係る経費は業務受託者の負担とする。

３　委託場所　　佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬甲860番地
伊万里有田共立病院

４　委託業務　　別紙１のとおり

５　業務内容　　別紙２のとおり

６　契約代金　　毎月末に契約金額の12分の１に相当する金額を毎月末日までに請求するものとし、請求書受領後翌月末日までに支払うものとする。

７　施設概要
　施設名　　伊万里有田共立病院
　敷地面積　28,776㎡
　建築面積　病院棟　6,246.26㎡
　延床面積　病院棟　17,282.78㎡
　建物構造　地下１階・地上４階建、鉄筋コンクリート造
　（敷地内の医師住宅、ヘリポート及び駐車場は簡易的な維持管理）

８　目　　的
伊万里・有田地区医療福祉組合が設置する伊万里有田共立病院（以下「病院」という。）の設備維持管理について、医療法、消防法、労働安全衛生法など、各種法令を遵守しつつ施設利用者の安全及び建物、付帯施設の保全、並びに良好な医療環境と円滑な施設運営の維持を図る。

９　業務時間及び人数
業務時間は原則として次のとおりとする。なお、風水害の発生等、病院の運営に支障をきたす恐れがあり変更を必要とする場合は病院と協議するものとする。
全日　　午前７時３０分～午後４時３０分
従事人数　１人以上

１０　受託者の責務
（１）法令の遵守
　この業務の遂行に当たっては、消防法等関係法令を遵守し、施設利用者及び施設の安全と良好な環境の保持に努めなければならない。
（２）守秘義務
　受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。また、雇用に際しては、雇用通知書に当

該条項を盛り込むなど万全を期さなければならない。なお、個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取り扱いに関する特記事項」によるものとする。

（３）信用失墜行為の禁止

受託者は病院の信用を失墜する行為をしてはならない。

（４）業務従事者の身分の明確化

受託者は、受託業務の実施に先立って業務従事者の氏名、年齢を記載した名簿及び資格証の写しを病院に提出しなければならない。業務従事者を変更する場合も事前に同様の措置をとることとする。また、業務従事者に対しては、受託業務を遂行するに適した統一された服装及び名札を着用させなければならない。

（５）統括責任者及び業務責任者の選任

ア　受託者は、受託業務を円滑に執行するため、全ての現場業務について統括的な責任を有する者（以下「統括責任者」という。）及び業務従事者のうちから各業務の現場における業務責任者を選任し、病院に届けなければならない。

イ　統括責任者は、その業務の遂行上常に病院担当職員との連携を緊密にし、必要な連絡を行うとともに業務責任者を指揮監督すること。

ウ　業務責任者は、契約内容の履行管理、業務従事者の業務に関する監督、関連部署との連絡調整等について総括すること。

（６）業務従事者の指導教育

受託者は、業務従事者に対して受託業務上、必要とする教育訓練を実施し、当施設の管理運営に支障をきたさないよう万全を期すること。

（７）施設管理運営事業への参加

受託者は、病院が実施する消防訓練その他の施設管理運営上必要な事業への参加に積極的に取り組まなければならない。また、消防計画に基づいて業務を行い、防火・防災業務にあっては、病院の防火・防災管理者等の指揮命令に従うこと。

（８）受託者は、業務の一部又は全部の遂行について第三者に再委託又は下請けをしてはならない。ただし、委託者の承認を得た場合は再委託することができる。

１１　費用負担区分

（１）受託業務遂行上必要な業務従事者のための常駐場所は中央監視室とし、病院が無償で貸与するものとする。

（２）受託業務を遂行するために必要な用水、電力、光熱、机、キャビネット、電話、資材置場等は病院が無償で貸与する。

（３）病院が負担する経費は次のとおりとする。

ア 作業に必要な電気、水道、燃料代

イ 業務遂行に要する電球、蛍光管、フィルター、薬注ポンプに補給する薬剤、ポンプ等に注入するグリス、その他病院の認める消耗品

（４）受託者が負担する経費は次のとおりとする。

ア 従事者の作業着、作業に必要な保護手袋、懐中電灯等

イ 作業に必要なパソコン、プリンター、消耗品、筆記用具等

（５）貸与品については、院内に常備する工具・測定器、設備関係書類、その他病院が認める品とする。

（６）その他、費用の負担について疑義が生じたときは両者協議のうえ決定する。

１２　実施計画書等の提出

（１）実施計画書の提出

受託者は、契約締結後直ちに業務組織表及び各業務別の実施計画書を病院に提出し、

病院の承諾を得るものとする。

（２）業務報告書等の提出

受託者は、受託する各業務の実施状況について、当該仕様書の定めに従い業務報告書及び日誌等を提出するものとする。なお、業務報告書及び日誌等の様式は、病院と協議のうえ定めるものとし、その作成費用は受託者負担とする。

（３）改善義務

病院は、受託者への委託業務に関して調査及び報告を求めることができる。この場合、受託者は直ちにこれに応じてその結果を報告しなければならない。また、この結果で病院が改善を必要と認めたときは、受託者に対して改善を命ずることができるものとする。なお、改善に伴う費用は、簡易なものは受託者負担とする。

１３　緊急時対応業務

火災発生時の初期消火対応、台風や雪等の自然災害時等は状況を確認し次の処置を行うこと。

（１）火災発生時の初期消火活動及び避難誘導。

（２）風水害や雪などの自然災害時の看板や屋上等の飛散物の点検、固定及び撤去や凍結による障害の有無の点検及び駐車場等の屋外の安全確保。

（３）被害状況の調査報告。

１４　損害予防措置等

（１）危害及び損害予防措置

受託者は、業務の遂行に当たっては、第三者または、病院に危害または損害を与えないように万全の措置を取らなければならない。また、危害または損害を与えた場合、若しくはその恐れのある場合には、業務責任者は直ちに病院に報告しなければならない。

（２）損害箇所に対する措置

受託者は業務中に発見した病院施設の破損、故障個所について適切な判断を下し、材料部品の手持ちのある場合には、交換修理を実施し、応急措置ができない場合には適切な被害拡大の予防措置をとらなければならない。この場合、措置状況をすべて記録すると共に病院に報告しなければならない。

１５　損害賠償責任

受託者は、業務遂行上故意または過失により病院または、第三者に損害を与えた場合は、病院の責に帰する場合を除きその賠償責任を負うものとする。

１６　諸手続き

官公署への連絡届出、手続きについて、受託者は、業務遂行上関係のある諸法令を遵守するとともに、病院に協力し遅滞なく処理するものとする。

１７　病院担当職員の立会等

受託者は病院の指定する業務が終了したときは、病院の担当職員の立会を求めるものとする。ただし、あらかじめ病院が了承した場合は立会によらず写真記録により確認を受けることができる。

１８　受託者変更に伴う業務引継ぎ

（１）契約の更改又は契約解除により受託者に変更があった場合は、当該受託者は、本業務が

引き続き円滑に遂行できるよう、次の受託者に対して適切な業務引継ぎ行うこと。
なお、業務引継ぎに要する費用は、当該受託者が負担すること。

（2）当該業務を新たに受託しようとする者は、当該業務が引き続き円滑に遂行できるよう、自己の負担において業務従事者に予め現場研修を受けさせなければならない。なお、現場研修の期間は概ね１ヶ月間とする。

１９　業務上の注意事項

（1）受託者は業務実施に伴い、施設の異常又は関係法令の基準及び制限に違反することとなるような事態を発見又は知り得た場合は、速やかに病院に連絡し善後策を協議すること。

（2）受託者は、関係官庁等への届出が必要な書類等について、病院の承諾を得て遺漏のないよう作成及び提出し、控え又は受理書等関係書類を確実に保管すること。

（3）デマンド管理、不必要な照明の消灯、空調機の停止などエネルギー節約に努め、その他経費削減が見込める対策の提案を行うこと

（4）緊急時又は業務上必要な場合以外は、病室、診察室、その他病院業務が日常行われている場所には立ち入らないこと。

２０　疑義の解釈

本仕様書及び契約書に定めない事項で疑義が生じたときは、病院と受託者で協議のうえ決定するものとする。

別紙１　委託業務

第１　設備の運転、監視及び日常点検業務
第２　営繕業務
第３　自家用電気工作物保守点検業務（法定点検）
第４　空調設備保守点検業務
第５　中央監視保守点検業務
第６　消防設備保守点検業務　（法定点検）
第７　防火対象物定期点検業務　（法定点検）
第８　受水槽設備保守点検業務
第９　給湯設備保守点検業務
第１０　感染系排水処理施設保守点検業務
第１１　検査系排水処理施設保守点検業務
第１２　グリストラップ保守点検業務
第１３　昇降機設備保守点検業務　（法定点検）
第１４　建築設備定期検査業務　（法定点検）
第１５　特定建築物定期検査業務　（法定点検）
第１６　空調機簡易点検業務　（法定点検）
第１７　給湯ストレーナー洗浄業務

別紙２　業務の内容

第１ 設備の運転監視及び日常点検

病院の電気、空調、給排水設備及びその他の設備を一連のシステムとして安全かつ効率的に運転監視を行うとともに、その維持保全に必要な日常点検を行うことで、事故や故障を未然に防止し、安全で快適な病院の環境を保持すること。さらに、経費削減に向けた提案を行うこと。

１　対象設備

設備	運転監視	日常点検	監視盤チェック可	場所等	備考
(1) 受変電設備	○	○	可	地下１	第３
(2) 無停電電源設備	○	○	可	地下１ＵＰＳ	
(3) 直流電源設備	○	○	可	地下１バッテリー停電時	
(4) 熱源設備（チラー）	○	○	可	屋上	第４
(5) 蓄熱層	○	○	可	医事科下	
(6) 冷温水ポンプ	○	○	可	地下１	
(7) エアハンドリングユニット	○	○		屋上、地下。外気取り込み	
(8) パッケージエアコン・ビル用マルチ	○			病室・会議室他	
(9) 全熱交換機	○			中央監視室のみ	
(10) フィルターユニット	○			手術室	
(11) 給排気ファン	○	○		各室	
(12) 中央監視装置	○			中央監視室	第５
(13) 防災設備	○		可	各箇所	第７
(14) 受水槽設備	○	○	可	地下１屋外・上水	第８
(15) 給湯設備	○	○	可	屋上	第９
(16) 貯湯槽設備	○	○	可	屋上	
(17) 検査系排水処理設備	○	○		地下１	第１１
(18) 感染系排水処理設備	○	○		地下１	第１０
(19) グリストラップ	○			地下１屋外	第１２
(20) 昇降機設備	○			各箇所	第１３
(21) 自動ドア設備	○			各箇所・保守なし	
(22) 医療ガス設備	○		可	地下１屋外	

２　業務内容

１の対象設備の運転監視及び日常点検を行うものとし、次の作業内容とする。

（１）電気設備関係

ア　電気設備については、音、異臭、加熱、変色、不点灯等の異常を巡視し、計器指示等により毎日監視すること。また、電気設備の日常点検の方法は、あらかじめ自家用電気工作物保守点検者と協議し点検を行うこと。
点検の際、異常がある場合は速やかに詳細を記録し病院及び自家用電気工作物保守点検者に報告すること。

イ　照明器具に不具合があり点灯しない場合等はランプ交換を行い、必要に応じ反射板

やカバー等の清掃を行うこと。
ウ　電気設備に調整が必要な場合は取扱説明書に従い調整を行うこと。

（２）機械設備関係
ア　機器又は設備を取扱説明書に従い適正に運転、監視すること。また、運転開始前、運転中及び運転終了直後の状態監視を巡視及び計器指示等により行うこと。
イ　機器又は設備の日常点検を取扱説明書に従い適正に行うこと。
ウ　必要に応じて薬注ポンプへの薬剤の注入を行うこと。
エ　必要に応じてポンプやファン等の軸受けへのグリスの注入を行うこと。
オ　各部締付ボルトのゆるみ、錆発生の有無を確かめ不良部分があれば調整・補修を行うこと。

（３）衛生設備関係
ア　水道法その他関係法令に基づき適正に運転、監視及び計測を行い、異常がある場合は応急措置のうえ直ちに病院へ報告すること。
イ　各種水槽の点検及びポンプ類の点検整備を行い必要があればグリスの注入、増し締め及び錆止め対策を行うこと。
ウ　公共下水道への排出水の水質検査（水温、ＰＨ等）を必要に応じ行うこと。
エ　感染系排水処理施設の残留塩素濃度、ＰＨ、硫酸及び次亜塩素酸の残量を計測し、異常がある場合は応急措置のうえ直ちに病院へ報告すること。
オ　検査系排水処理施設の残留塩素濃度、ＰＨ、硫酸及び次亜塩素酸の残量を計測し、異常がある場合は応急措置のうえ直ちに病院へ報告すること。

（４）その他
ア　その他の機器又は設備に異常がある場合は取扱説明書に従い適正に点検整備すること。また、巡視及び計器指示等により状態監視を行うこと。
イ　受託者は必要に応じ病院が行う院内会議等へ出席し各種報告を行うこととし、病院が行う別途発注する専門設備の管理委託業者との密接な連絡調整を行い施設の維持管理業務に支障のないようにすること。また、災害、事故等の緊急時には病院からの要請があった場合、派遣員の増や機器材料等の準備等の協力を行うこと。
ウ　この業務内容仕様書は作業の大要を示すものであり、記載されていない事項や軽微なものについても、病院が管理上必要と認める業務については全面的に協力すること。

第２　営繕業務

１　対象設備

病院及び医師住宅

２　業務内容

第１の設備の運転監視及び日常点検業務に支障のない時間帯において行うこととし、作業を行うにあたっては、病院業務及び患者さんに支障のないよう十分に注意し、安全を確保すること。ただし、早急に対応しなければ危険性等が大きい場合は緊急に対処すること。

（１）蛍光灯、電球等の消耗品の交換
（２）トイレ等水回りの修繕
（３）電気機器等の簡易補修

（４）建物及び建築設備（扉、窓、水漏れ対応等）の軽微な修繕
（５）その他病院が指示した軽微な修繕補修

第３　自家用電気工作物保守点検業務

１　対象設備

自家用電気工作物　一式

２　業務内容

電気事業法、自家用電気工作物の保安規定に基づく法令点検及び定期点検を行うこと。

３　点検回数

（１）常時監視（絶縁監視装置による）
（２）定期点検（主として運転中の施設の点検）　１回/２カ月
（３）年次点検　１回/年
（４）停電点検　１回/３年、次回の停電点検は令和８年

第４　空調設備保守点検業務

１　対象設備

設備	点検	清掃	数量等
（１）熱源設備	○		
（２）冷温水ポンプ	○		
（３）全熱交換機	○	○	
（４）フィルターユニット	○	○	
（５）エアハンドリングユニット	○	○	８台
（６）パッケージエアコン		○	室外機　１６５台 室内機　１６５台
（７）ビル用マルチ		○	室外機　４８台 室内機　３３７台
（８）エアコン用フィルター		○	１，０７４枚

２　業務内容

（１）熱源設備　年１回の定期点検
　ア　外観目視点検
　イ　運転状況確認
　ウ　電圧、電流、絶縁抵抗値測定
（２）冷温水ポンプ　年１回の定期点検
　ア　運転状況確認
　イ　膨張タンク目視確認
（３）全熱交換機　年１回の定期点検
　ア　外観、内部目視点検
　イ　運転状況確認
　ウ　フィルター清掃　年２回
（４）フィルターユニット　年１回の定期点検実施
　ア　外観、内部目視点検
　イ　運転状況確認

ウ　フィルター清掃　年２回実施（プレフィルターのみ）
（５）エアハンドリングユニット　年１回の定期点検実施
ア　外観、内部目視点検
イ　運転状況確認
ウ　電流、絶縁抵抗値測定
エ　フィルター清掃　年２回実施
（６）パッケージエアコン
ア　外観、内部目視点検
イ　運転状況確認
ウ　絶縁抵抗値測定
エ　フィルター清掃　年２回実施
（７）ビル用マルチ
ア　外観、内部目視点検
イ　運転状況確認
ウ　絶縁抵抗値測定
エ　フィルター清掃　年２回実施
（８）エアコン
ア　フィルター清掃　年２回実施
イ　エアコン本体清拭　年２回実施

３　その他
（１）定期点検実施後は速やかに点検結果報告書を提出のこと
（２）フィルターユニットのフィルター（ＨＥＰＡ）は清掃不可の為、必要時に交換。その際は本契約に含まないものとする。

第５　中央監視保守点検業務

１　対象設備
中央監視盤設備
建物管理システム　savic-netFX　アズビル㈱製
監視用ＰＣ２台、マネジメントインテグレーションサーバー１台、システムコアサーバー①１台、システムコアサーバー②１台、プリンター１台

２　業務内容
（１）保守点検作業
ア　中央監視盤本体の点検清掃　年１回
イ　中央監視盤による受変電設備の状態監視記録・故障監視記録が正常に機能しているかの点検　月１回
ウ　点検結果報告書の提出　月１回
エ　緊急保守の対応

３　その他
（１）受託者は中央監視盤設備に突然の故障等異常が発生した場合に備え緊急連絡体制をとるものとする。
（２）定期点検実施及び修理に伴い交換の必要が生じた部品は病院が負担する
（３）緊急保守のための作業費は本契約に含む

第６　消防設備保守点検業務

１　対象設備

自動火災報知設備、非常放送設備、誘導灯設備、消防通報装置、防排煙設備、消火設備、消火器、連結送水管設備、非常用発電機設備、避難設備

消火器	粉末　加圧式　１０型	１０１器
	ＣＯ2	１器
	水消火器　蓄圧式	１器
補助散水栓	２５Ａ×２０ｍ	５７ヶ所
スプリンクラー	閉鎖型　各階ごとに圧力の点検	
防火扉		２４ヶ所
ダンパー		５４ヶ所
垂れ壁		１１ヶ所
非常錠		３ヶ所
誘導灯	Ｂ級	４１台
	Ｃ級	３４台
	通路Ｃ級	７６台
避難器具	上田消防建設　ふｖ‐002 号 スーパーエースＳ－１－Ｒ	１台

２　業務の内容

（１）消防法第１７条の３の３に規定する消防設備等の点検を外観・機能点検を６カ月に１回、総合点検を年１回行うこと。
その際、補修が必要なもので軽微なものについては受託者で行うこと

（２）保守点検の事項及び処置内容について、保守点検票により病院へ報告し、点検結果報告書（消防署報告用）を作成し提出すること。

（３）保守点検に要する材料等は、受託者の負担とする。

（４）隣接する医師宿舎及びヘリポートの点検立会及び補助業務を行うこと。

（５）病院が行う消火避難訓練の際、技術員を派遣し補助を行うこと。

（６）消防計画の策定にあたっては、技術的指導助言を行うこと。

第７　防火対象物定期点検業務

１　対象設備

防火対象物

消防計画、避難・消火訓練の実施状況、火気使用設備等、危険物の管理状況、消防用設備等の設置維持、避難施設の管理、発電機主燃料重油 40,000ℓ等

２　業務の内容

（１）消防法第８条の２の２に規定する防火対象物の年１回の定期点検を行うこと。

（２）この点検事項及び処置の内容について、点検票により病院へ報告するとともに、点検結果報告書（消防署提出用）を作成し提出すること。

第８　受水槽設備保守点検業務

１　対象設備

受水槽設備

ステンレス製２槽式（東側１基、西側１基）容量１ヶ所５０㎥

加圧ポンプユニット（上水用）一式

２　業務の内容
年１回以上の次の法定点検の実施
（１）水道法施行規則第５５条第１号に規定する受水槽の掃除を行うこと。
（２）同条第２号に規定する受水槽の点検を行うこと。
（３）同条第３号に規定する水質検査を行うこと。
（４）水道法施行規則第５６条第１項に規定する受水槽の検査を行うこと。

３　その他
（１）水道法施行規則第５５条第４号の規定に基づき飲料水が汚染された場合又は汚染の恐れがある場合には、病院へ連絡を行い、ただちに給水を停止し、利用者に対して飲料中止の周知を図ること。
（２）定期点検を実施後、点検結果報告書を提出すること。

第９　給湯設備保守点検業務

１　対象設備
給湯設備、貯湯槽
（ヒートポンプ給湯器、加圧ポンプユニット（給湯用）一式、給湯循環ポンプ４台、再加熱器２台、給湯器４台）

２　業務の内容
給湯設備　年１回の定期点検の実施
点検内容は、外観目視点検、運転状況確認、絶縁抵抗値測定

３　その他
定期点検を実施後、点検結果報告書を提出すること。

第１０ 感染系排水処理施設保守点検業務

１　対象設備
感染性排水処理設備

２　業務の内容
感染性排水処理施設に流入する排水を消毒及び中和し、適正な残留塩素濃度・ＰＨで放流するように、当該施設を常に良好な状態を保つため次の業務を行うこと。
（１）定期点検　年２回
（２）水質検査ＰＨ　月１回
（３）消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム）及び中和剤（硫酸）の補充を随時行うこと
（４）原水層、バスケットスクリーン、消毒反応槽、循環ポンプ、自動二方弁の点検、電流値の確認

３　その他
（１）定期点検を実施後、点検結果報告書を提出すること。
（２）異常発生時は早急に対応のこと。
（３）消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム）及び中和剤（硫酸）等の購入費用は病院の負担とする。

第１１ 検査系排水処理施設保守点検業務

１　対象設備

検査系排水処理設備

２　業務の内容

検査系排水処理施設に流入する排水を消毒及び中和し、適正なＰＨで放流するように、当該施設を常に良好な状態を保つため次の業務を行うこと。

（１）定期点検　年２回

（２）水質検査ＰＨ　月１回

（３）中和剤（硫酸）の補充を随時行うこと

（４）原水層、バスケットスクリーン、計量装置、中和槽、監視槽、自動三方弁の点検、電流値の確認

３　その他

（１）定期点検を実施後、点検結果報告書を提出すること。

（２）異常発生時は早急に対応のこと。

（３）中和剤（硫酸）等の購入費用は病院の負担とする。

第１２ グリストラップ保守点検業務

１　対象設備

グリストラップ（主厨房系統　L1600mm×W800mm×H1800mm　容量 500ℓ 4 槽式）

２　業務の内容

調理室からの排水に混ざっている油分を適切に分解処理し、グリストラップ槽を常に清潔に保つため次の業務を行うこと。

（１）グリストラップ槽内の２カ月に１回の清掃・点検

（２）点検内容は、悪臭の発生、油脂スカムの分解状況の確認及びストレーナ（受籠）の状況確認とする

３　その他

（１）定期点検を実施後、点検結果報告書を提出すること。

（２）排出された油分（スカム等）は産業廃棄物として処理し、処理費は委託費に含みます。

第１３ 昇降機設備保守点検業務

１　対象設備

昇降機設備（三菱電機製エレベーター機械室を有しないワイヤー式乗用４機、ダムウェーター２機）

２　業務の内容

（１）定期点検

定期的に技術員を派遣し点検し、必要に応じ清掃、給油及び簡単な調整を行い、良好な状態を保つこと。

（２）リモート点検

月１回リモート点検を行い、点検報告書にて報告し、変調発生の場合、その処置の現場対応状況を作業報告書にて提出すること。

（３）定期検査
建築基準法第１２条第３項に基づく定期検査（年１回）及び行政庁への報告を行うこと。
（４）定期整備
定期点検、リモート点検、定期検査の結果により、機器の性能維持に必要と判断した場合は、直ちに部品の取替もしくは修理を行うこと。

３　その他
閉じ込め故障、着床不良及び戸開閉不良等が発生した場合は通報のうえ緊急に技術員対応により適切に処理すること。

第１４ 建築設備定期検査業務

１　対象設備
換気設備、排煙設備、非常用照明設備

２　業務の内容
（１）建築基準法第１２条の規定に基づく定期調査・検査報告に必要となる調査を年１回行うこと。
（２）前項の検査事項の内容について、定期検査報告書により病院に報告するとともに、県が指定する機関へ提出すること。

第１５ 特定建築物定期検査業務

１　対象設備
病院建物

２　業務の内容
（１）建築基準法第１２条の規定に基づく定期調査・検査報告に必要となる調査を３年に１回行うこと。次回は令和６年。
（２）前項の検査事項の内容について、定期検査報告書により病院に報告するとともに、県が指定する機関へ提出すること。

第１６ 空調機簡易点検業務

１　対象設備

項　目	機器台数	
	外機	内機
パッケージエアコン	168	169
ビルマルチエアコン	33	315
チラー	10	0
給湯器	4	0
再加熱ユニット	2	0
合　計	217	484

２　業務の内容
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく年４回（3ヶ月に１

以上）の簡易点検を実施し、点検結果報告書を提出すること。
※フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく定期点検（３年に１回以上）は本仕様に含まないものとする。

第１７ 給湯ストレーナー洗浄業務

１　対象設備

屋上東側給湯ストレーナー

２　業務の内容

当院においては東西に分けて配水管を整備しており、それぞれ屋上にストレーナーを設置している。そのうち東側用ストレーナーの洗浄を月に１回行うこと。また、洗浄前・後の状態を写真等にて把握できるようにして報告書を提出すること。